

# 滋賀県DV政策評価 資料より H20.9.26公表

## 2-③-ii 母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所件数

夫等からの暴力を理由に母子生活支援施設又は婦人保護施設に入所した人数（合計）は、平成14年度の1,683人から19年度は1,785人と約1.1倍に増加している。ただし、母子生活支援施設は1.4倍に増加（平成14年度：1,000世帯→18年度：1,350世帯）しているが、婦人保護施設は0.6倍（14年度：683人→18年度：435人）に減少。

表 母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所件数の推移

（単位：世帯、人）

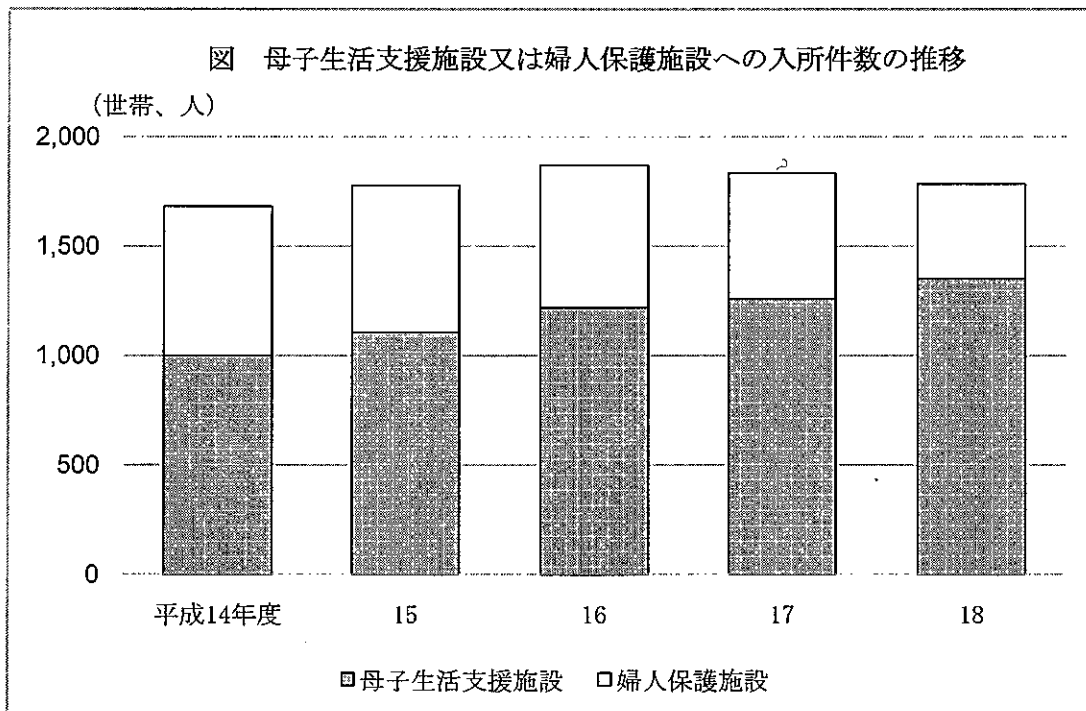
区分	平成14年度	15	16	17	18
母子生活支援施設	1,000	1,106	1,219	1,258	1,350
婦人保護施設	683	673	651	576	435
合計	1,683	1,779	1,870	1,834	1,785

19  
501

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

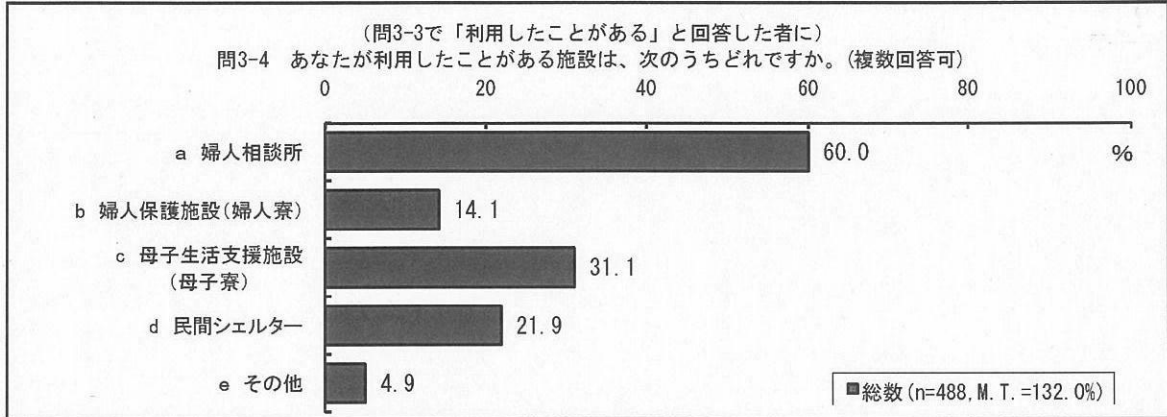
2 母子生活支援施設の入所件数は、当該年度に新規に入所した世帯数であり、その単位は「世帯」である。

3 婦人保護施設の入所件数は、在所者数（当該年度中1日でも在所した者の数）であり、その単位は「人」である。



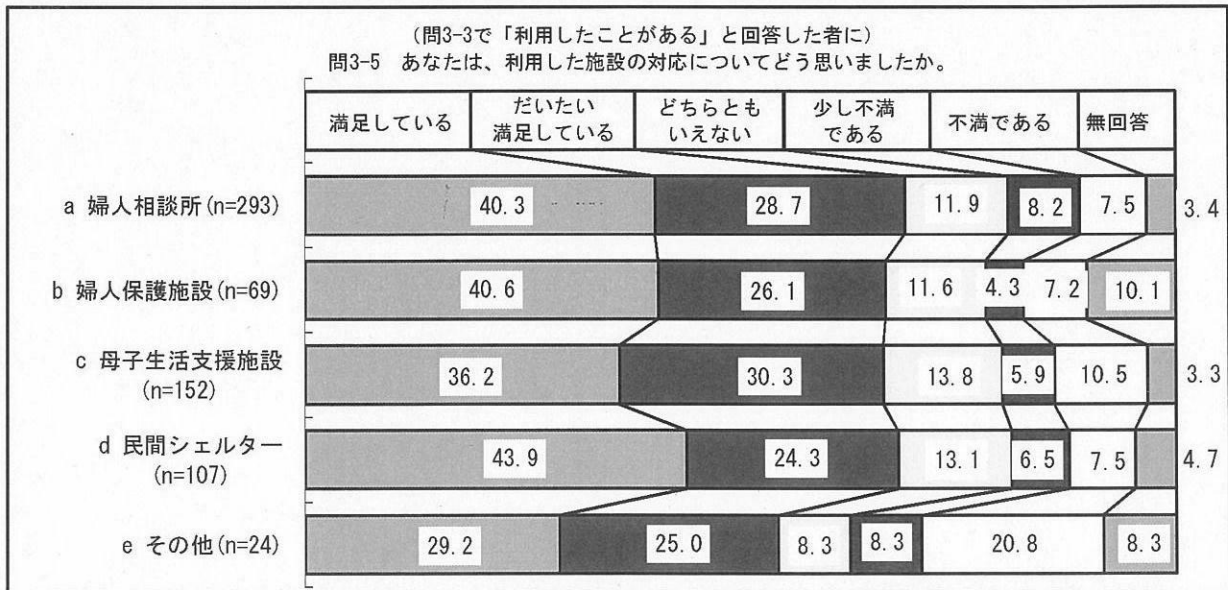
(4) 現在入所している施設以前に利用したことがある施設

現在入所している施設に入る以前に、被害者を保護する施設を利用したことがある者に、利用した施設をたずねると、「a 婦人相談所」が60.0%、「b 母子生活支援施設（母子寮）」が31.1%、「c 民間シェルター」が21.9%、「d 婦人保護施設（婦人寮）」が14.1%などとなっている。



(5) 利用したことがある施設の対応の満足度

現在入所している施設に入る以前に、被害者を保護する施設を利用したことがある者に、利用した施設の対応についてたずねると、「満足している」又は「だいたい満足している」と回答した者は、「a 婦人相談所」が69.0%、「d 民間シェルター」が68.2%、「b 婦人保護施設」が66.7%、「c 母子生活支援施設」が66.5%などとなっている。

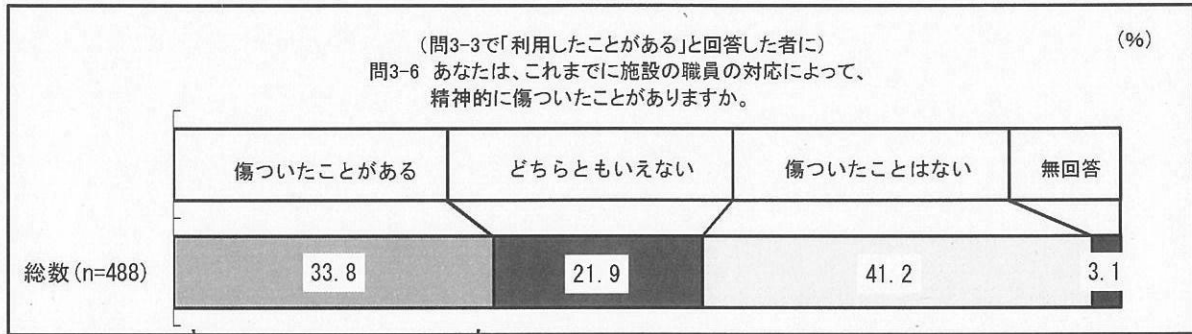


施設	数字は%	①満足している+ だいたい満足している	②不満である+ 少し不満である	①-②
a 婦人相談所		69.0	15.7	53.3
b 婦人保護施設		66.7	11.5	55.2
c 母子生活支援施設		66.5	16.4	50.1
d 民間シェルター		68.2	14.0	54.2
e その他		54.2	29.1	25.1

(6) 利用した施設の職員の対応で精神的に傷ついた経験

現在入所している施設に入る以前に、被害者を保護する施設を利用したことがある者に、これまでに施設の職員の対応によって、精神的に傷ついたことがあるかたずねると、「傷ついたことがある」が33.8%、「傷ついたことはない」が41.2%などとなっている。

「傷ついたことがある」と答えた者に、利用した施設をたずねると、「a 婦人相談所」が29.1%、「c 母子生活支援施設（母子寮）」が24.2%、「d 民間シェルター」が8.5%、「b 婦人保護施設（婦人寮）」が4.8%などとなっている。



(職員の対応によって精神的に傷ついた経験がある施設)

